

学校法人学文館

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全教職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2027年7月14日

2. 当法人の課題

当法人は産休、育休の取得率は100%であるが、一方で有給休暇の取得率が低いことが課題である。教職員のワークライフバランスの底上げのため、休暇の取りやすい環境作りに向けた業務の効率化や休暇取得の意識改善の必要がある。

3. 目標と取り組み内容・実施期間

目標

全教職員は年間7日以上有給休暇を取得する。

<実施期間・取り組み内容>

- 2025年4月～ 有給休暇の詳細な取得状況等の調査を行う。
- 2025年6月～ 調査の結果を周知するとともに業務内容の見直し、効率化推進を行う。
- 2025年9月～ 有給休暇を取りやすくするための人員配置や意識改革を進める。